平成３０年１０月１日

瀬戸内市いきいき長寿課

**モニタリングに係る「特段の事情」の取り扱いについて**

**１　 居宅介護支援事業に係るモニタリングについて**

モニタリングに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも月1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっている。

この場合「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することが出来ない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

【参照】　　・「瀬戸内市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例｣（平成30年3月20日条例第13号）

**２ 　特段の事情の範囲**

瀬戸内市における「特段の事情」に該当する事例は、次のとおりとする。

(1)岡山県発出の「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」（平成21年2月27日、長寿第1683 号）に掲げる例１から例３に該当する事例

(2)(1)に掲げる事例以外で、利用者または、家族の事情により、居宅でモニタリングができない場合。

　・利用者の心身の状態が悪化した場合

　・家族の急病等で在宅での介護が困難になった場合。

　　（利用者または、家族が感染症のため、居宅に行くことが不都合な場合）

　　　・個別の事情により短期入所サービスの利用が続いている場合　等

**３ 　特段の事情に係る内容確認**

２(1)に該当する場合の「特段の事情」について、瀬戸内市への届出は不要とする。

(1)瀬戸内市が内容確認を行う事例は２ (2)に該当する事例として、居宅以外の場所でモニタリングを実施する場合とする。なお、２(1)に該当する場合、瀬戸内市への届出は不要であるが、当該特段の事情がある場合は、その具体的な内容を居宅サービス計画等に詳細に記載し、５年間保存しておくこと。

(2)内容確認に当たっては、下記のとおりの取扱いとする。

① 月を通して自宅に帰ることが出来ず、居宅でモニタリングが行えないことが予想される場合、**そのような状況になった時点で予め瀬戸内市に電話または来所等で相談すること。**

（ 瀬戸内市に相談なく事業所独自に特段の事情と判断している場合は、運営基準減算となる可能性がありますのでご注意ください。）

②相談後、「特段の事情」に該当するかどうかを判断するため、必要な書類を添付のうえ、瀬戸内市に持参若しくは郵送すること。「特段の事情」に該当すると判断した場合、適用開始は必要書類を受付した月以降からとし、遡っての適用はしない。

【届出に必要な書類】

・「特段の事情」によるモニタリング確認届出書

・フェイスシート

・アセスメントシート

・居宅サービス計画書（第１～３表）

・サービス担当者会議の要点（第４表）

・居宅介護支援経過（第５表）

・その他、瀬戸内市に提出を指示された書類

(1)提出書類により内容を確認し、必要に応じて電話等で追加聞き取りをする。その後本市にて検討・判断し、「特段の事情」に該当するか否かを電話連絡する。支援の内容によっては、「特段の事情」と認められない場合がある。

(2)当月の支援が確認できるもの

・支援経過及びモニタリングシート等

**４　 特段の事情に該当する場合のモニタリング**

モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況を始め、家族や居宅周辺の生活環境の把握、サービス事業所等との情報交換にある。そのため**「特段の事情」に該当する場合でも、少なくとも利用者の居所を訪問し、利用者との面接**を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意するとともに、家族との継続的な連絡を行うこと。また、モニタリングを行った場合、その具体的な内容を**居宅介護支援経過（第５表）に記録**しておくことが必要であり、この記録がない場合には、運営基準減算の対象となる。なお、モニタリングの結果の記録については、５年間保管（平成30年3月瀬戸内市条例第13号第31条より）しておくものとする。

**５　特段の事情に該当すると判断を受けた場合**

特段の事情の判断は継続的に認められるものではなく、初回に判断を受けた翌月以降も判断が必要な月については「特段の事情」によるモニタリング確認届出書（継続）により瀬戸内市に報告し、**その月について特段の事情に該当するかの判断を受ける必要がある。**申請書の申請区分及び記入項目については以下のとおりとする。

（1）新規

以下の場合、申請区分を「新規」とする。

・初めて居宅でモニタリングができなかった場合。

・過去に「特段の事情」と判断を受け、翌月以降は居宅でモニタリングができていたが、その

後、居宅でモニタリングができなかった場合。

（今回の理由が、過去の理由と同内容かどうかは問わず、１月でもあけば「新規」とする）

（2）継続

新規申請し「特段の事情」と判断を受けた後、翌月以降も引き続き居宅でのモニタリングが困

難であった場合。

(3) 終了

・「特段の事情」となった者が、介護保険施設等への入所が決定する等、当該「特段の事情」に該当するモニタリングの必要がなくなった場合

・「特段の事情」となった者が、死亡した場合。

５(3)に該当する場合、すみやかに「特段の事情」によるモニタリング確認届出書（終了）を瀬戸内市に提出すること。

**６　特段の事情の適用開始時期**

「特段の事情」によるモニタリング確認届出書による保険者確認については、平成３０年１０月サービス提供分からの適用とする。

**７　その他**

　　　このモニタリングに係る「特段の事情」の可否は、その月に居宅で利用者とモニタリングできない場合の請求についての可否であって、短期入所サービスの３０日を超える連続利用・認定期間のおおむね半数を超える利用そのものの可否を判断しているものではない。したがって、短期入所が長期化する理由書、有効期限のおおむね半数を超える理由書の届出時に「特段の事情」によるモニタリング確認届出書の提出を同時に行うこと。

**８ 　提出・問い合わせ先**

〒701-4293 瀬戸内市長船町土師291番地

瀬戸内市役所　いきいき長寿課　介護保険係

TEL： 0869-26-5926／ FAX： 0869-26-8840